

地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）は、市区町村が行う介護予防の取組です。要介護認定を受けなくても、一人ひとりの生活や心身の状態に応じた介護予防のためのサービスが利用できます。「一般介護予防事業」と「サービス・活動事業（▶P24）」の2つがあります。



総合事業のサービスを利用するには

総合事業の利用を希望する場合は、地域包括支援センターまたはケアマネジャーにご相談ください。

65歳以上で心身の状態に不安を感じている方は、地域包括支援センターで「基本チェックリスト」を受けましょう。

基本チェックリスト

No.	質問項目	No.	質問項目
1	バスや電車で1人で外出していますか	14	お茶や汁物等でむせることがありますか
2	日用品の買い物をしていますか	15	口の渇きが気になりますか
3	預貯金の出し入れをしていますか	16	週に1回以上は外出していますか
4	友人の家を訪ねていますか	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか
5	家族や友人の相談にのっていますか	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	20	今日が何月何日かわからない時がありますか
8	15分位続けて歩いていますか	21	（ここ2週間）毎日の生活に充実感がない
9	この1年間に転んだことがありますか	22	（ここ2週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった
10	転倒に対する不安は大きいですか	23	（ここ2週間）以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	24	（ここ2週間）自分が役に立つ人間だと思えない
12	身長 cm 体重 kg (BMI=) (注)	25	（ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか		

(注) BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当とする。

＊65歳以上の方のための介護予防の取組

いっ ばん かい ご よ ぼう し ぎょう

一般介護予防事業

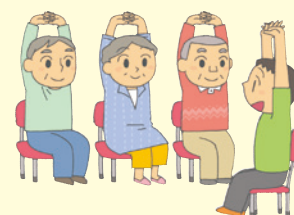
65歳以上

65歳以上の方を対象とした、市区町村が行う介護予防の取組です。要介護認定や基本チェックリストを受けることなく利用できます。

このような取組に参加できます

- 堺市介護予防「あ・し・た」プロジェクト
- げんきあっぷ教室（老人福祉センター実施分）
- ひらめき脳トレプラス教室
- 地域出前型げんきあっぷ教室
- 自主運動グループ育成事業
- 介護予防・健康教室
- 低栄養予防出前啓発事業
- 口腔機能の向上出前啓発事業

一般介護予防事業の
詳細についてはこちら



サービス・活動事業

事業対象者

要支援

事業対象者や要支援の方を対象とした介護予防の事業です。利用者の負担は原則としてサービス費用の1割、2割、3割（▶P9）です。このほか、内容による加算などがあります。

●要介護1～5の認定を受ける日以前から、継続的にサービス・活動事業を利用していた方は、要介護認定後も引き続き利用できる場合があります。

訪問型サービス（ホームヘルプサービス）

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーなどによる支援が受けられます。

●介護予防訪問サービス（従来の訪問介護と同じサービス）

ホームヘルパーによる掃除・洗濯などの生活援助や身体介護

1か月あたりの費用のめやす

要介護度	内 容	自己負担分	サービス費用
要支援1・2 事業対象者	週1回程度	1,259円	12,583円
	週2回程度	2,514円	25,134円
要支援2 事業対象者	週2回程度 を超える	3,988円	39,878円

●担い手登録型訪問サービス（堺市の研修修了者による生活援助サービス）

堺市の生活援助サービス従事者研修修了者による掃除・洗濯などの生活援助

費用のめやす

	自己負担分	サービス費用
1回	200円	2,204円

※身体介護は行いません。

通所型サービス（デイサービス）

通所型の施設に通い、日帰りで日常生活上の支援や機能訓練などを受けます。

●介護予防通所サービス（従来の通所介護と同じサービス）

デイサービスセンターで、専門職による日常生活上の支援や機能訓練、送迎

1か月あたりの費用のめやす

要介護度	内 容	自己負担分	サービス費用
要支援1・2 事業対象者	週1回程度	1,879円	18,789円
	週2回程度	3,784円	37,839円
要支援2 事業対象者	週2回程度	3,784円	37,839円

●担い手登録型通所サービス（運動やレクリエーションを行う通所型サービス）

従事者の要件を緩和した運動、レクリエーションなど、生活機能向上のための多様なサービス

費用のめやす

	自己負担分	サービス費用
1回	200円	2,225円

●短期集中通所サービス（短期間の機能訓練サービス）

機能訓練指導員などによる短期間（3か月～6か月）の機能訓練により、買い物や掃除などの生活行為の改善や地域への社会参加をめざすサービス

費用のめやす

	自己負担分	サービス費用
1回	300円	3,741円